

令和4年度答申第57号
令和4年12月16日

諮問番号 令和4年度諮問第58号及び第59号（いずれも令和4年11月16日
諮問）

審査庁 厚生労働大臣

事件名 労働保険の保険料の徴収等に関する法律21条1項に基づく追徴金の
徴収決定に関する件2件

答 申 書

審査請求人Xからの各審査請求に関する上記審査庁の各諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

1 令和4年度諮問第58号について

本件審査請求のうち、平成31年度・令和元年度確定保険料に係る追徴金の徴収決定の取消しを求める部分は却下すべきであり、令和2年度確定保険料に係る追徴金の徴収決定の取消しを求める部分は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

2 令和4年度諮問第59号について

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、A労働局労働保険特別会計歳入徴収官（以下「処分庁」という。）が、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、審査請求人が労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「労働保険料徴収法」という。）19条1項の規定に基づき提出すべき申告書を提出しなか

った各年度の労働保険料について、同条4項の規定に基づき、その額を認定する各決定をするとともに、労働保険料徴収法21条1項の規定に基づき、その認定額に係る追徴金を徴収する各決定をしたことから、審査請求人が追徴金を徴収する各決定を不服として本件各審査請求をした事案である。

1 関係する法令等の定め

(1) 定義

ア 労働保険料徴収法2条1項は、この法律において「労働保険」とは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）による雇用保険（以下「雇用保険」という。）を総称すると規定している。

イ 労働保険料徴収法2条2項は、この法律において「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うものをいうと規定している。

ウ 労働保険料徴収法2条4項は、この法律において「保険年度」とは、4月1日から翌年3月31日までをいうと規定している。

(2) 保険関係の成立とその届出

ア 労働保険料徴収法3条は、労災保険法3条1項の適用事業（労働者を使用する事業）の事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき労災保険に係る労働保険の保険関係（以下「保険関係」という。）が成立すると規定している（なお、労災保険法6条は、適用事業についての保険関係の成立及び消滅については、労働保険料徴収法の定めるところによると規定している。）。

イ 労働保険料徴収法4条は、雇用保険法5条1項の適用事業（労働者が雇用される事業）の事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき雇用保険に係る保険関係が成立すると規定している（なお、雇用保険法5条2項は、適用事業についての保険関係の成立及び消滅については、労働保険料徴収法の定めるところによると規定し、雇用保険法6条は、同条各号に掲げる者（1週間の所定労働時間が20時間未満である者など）については、この法律は適用しないと規定している。）。

ウ 労働保険料徴収法4条の2第1項は、労働保険料徴収法3条及び4条の規定により保険関係が成立した事業の事業主は、その保険関係が成立した日から10日以内に、その保険関係が成立した日、事業主の氏名又

は名称及び住所、事業の種類、事業の行われる場所その他厚生労働省令で定める事項を政府に届け出なければならないと規定している。

エ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号。以下「労働保険料徴収法施行規則」という。）4条2項は、労働保険料徴収法4条の2第1項の規定による届出（以下「保険関係成立届」という。）は、所轄労働基準監督署長に提出することによって行わなければならないと規定している。

(3) 労働保険料の納付の手続等

ア 労働保険料徴収法10条1項は、政府は、労働保険の事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収すると規定し、同条2項は、前項の規定により徴収する保険料（以下「労働保険料」という。）は、一般保険料その他とすると規定している。

イ 労働保険料徴収法11条1項は、一般保険料の額は、賃金総額に一般保険料に係る保険料率を乗じて得た額とすると規定している。

そして、上記の「賃金総額」とは、事業主がその事業に使用する全ての労働者に支払う賃金の総額をいうとされ（労働保険料徴収法11条2項）、上記の「一般保険料に係る保険料率」とは、労災保険及び雇用保険に係る保険関係が成立している事業にあつては労災保険率と雇用保険率とを加えた率、労災保険に係る保険関係のみが成立している事業にあつては労災保険率とするとされている（労働保険料徴収法12条1項1号及び2号）。

ウ 労働保険料徴収法19条1項は、事業主は、保険年度ごとに、労働保険料（一般保険料については、その保険年度に使用した全ての労働者に係る賃金総額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）に当該事業についての上記イの「一般保険料に係る保険料率」を乗じて算定する（同項1号）。）の額その他厚生労働省令で定める事項を記載した申告書（以下「確定保険料申告書」という。）を次の保険年度の6月1日から40日以内に提出しなければならないと規定している。

そして、労働保険料徴収法19条4項は、政府は、事業主が確定保険料申告書を提出しないときは、労働保険料（以下「確定保険料」という。）の額を決定し、これを事業主に通知すると規定し、同条5項は、その通知を受けた事業主は、納付した確定保険料がないときは、政府の決定した確

定保険料をその通知を受けた日から15日以内に納付しなければならないと規定している。

エ 労働保険料徴収法21条1項本文は、政府は、事業主が労働保険料徴収法19条5項の規定による確定保険料を納付しなければならない場合には、その納付すべき額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）に100分の10を乗じて得た額の追徴金を徴収すると規定し、同項ただし書は、事業主が、天災その他やむを得ない理由により、同項の規定による確定保険料を納付しなければならなくなった場合は、この限りでないと規定している。

これを受けて、平成25年3月29日付け基発第0329第10号厚生労働省労働基準局長通達「徴収関係事務取扱手引I（徴収・収納）の改訂について」の別添1「徴収関係事務取扱手引I（徴収・収納）」は、「天災その他やむを得ない理由」とは、「地震、火災、洪水、暴風雨等不可抗力的なできごとやこれに類する真にやむを得ない客観的な事故をいい、法令の不知等は含まない。」と定めている（第1章の第1の1の(4)の①）。

オ 労働保険料徴収法41条1項は、労働保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収する権利は、これを行行使することができる時から2年を経過したときは、時効によって消滅すると規定している。

(4) 事務の所轄

労働保険料徴収法施行規則1条1項1号は、労働保険料徴収法の規定による労働保険に関する事務（以下「労働保険関係事務」という。）は、還付金の還付に関する事務を除き、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長が行うと規定し、同条3項1号は、労働保険関係事務のうち、労働保険料及びこれに係る徴収金の徴収に関する事務は、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局労働保険特別会計歳入徴収官が行うと規定している。

2 事案の経緯

審査関係人間に争いのない事実及び各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、平成31年4月1日には、A地内に所在する事業場において、労働者を雇用して、商品の管理及び保管、仕分け、包装等の事業（以下「本件事業」という。）を開始していたが、労働保険の加入手続をしなかった。

(履歴事項全部証明書、労働保険関係成立届、全社員給与集計表(簡易))

- (2) 審査請求人は、令和3年8月19日、B労働基準監督署長(以下「本件労働基準署長」という。)に対し、保険関係成立届を提出した。

(労働保険関係成立届)

- (3) 処分庁は、令和3年10月22日付けで、審査請求人に対し、審査請求人が労働保険料徴収法19条1項の規定に基づき提出すべき確定保険料申告書を提出しなかった平成31年度・令和元年度(以下「令和元年度」という。)及び令和2年度の各確定保険料の額について、同条4項の規定に基づき、令和元年度は12万6,414円、令和2年度は14万1,588円と認定する各決定(以下令和元年度に係る認定決定を「本件認定決定1」、令和2年度に係る認定決定を「本件認定決定2」という。)をするとともに、労働保険料徴収法21条1項の規定に基づき、その各認定額に係る追徴金として、令和元年度は1万2,600円、令和2年度は1万4,100円を徴収する各決定(以下令和元年度に係る徴収決定を「本件徴収決定1」、令和2年度に係る徴収決定を「本件徴収決定2」という。)をした。

(令和3年10月22日付けの「労働保険料、一般拠出金の認定決定について」と題する書面(以下「労働保険料認定通知書」という。))

- (4) 審査請求人は、令和4年1月24日、審査庁に対し、本件徴収決定1及び本件徴収決定2を不服として審査請求(令和4年度諮問第58号に係るもの。以下「先行審査請求」という。)をした。

(審査請求書、補正書)

- (5) 処分庁は、本件認定決定1における令和元年度確定保険料の認定額(12万6,414円)に誤りがあったとして、審査請求人に対し、令和4年2月15日付けで、本件認定決定1及び本件徴収決定1を職権で取り消した上で、同月21日付けで、審査請求人が納付すべき令和元年度確定保険料の額を12万6,018円と認定する決定(以下「本件認定決定3」といい、「本件認定決定1」及び「本件認定決定2」と併せて「本件各認定決定」という。)をするとともに、その認定額に係る追徴金として1万2,600円を徴収する決定(以下「本件徴収決定3」といい、「本件徴収決定1」及び「本件徴収決定2」と併せて「本件各徴収決定」という。)をした。

(令和4年2月21日付けの労働保険料認定通知書)

- (6) 審査請求人は、令和4年3月22日、審査庁に対し、本件徴収決定3を不

服として審査請求（令和4年度諮問第59号に係るもの。以下「後行審査請求」という。）をした。

（審査請求書、補正書）

- (7) 審査庁は、令和4年11月16日、当審査会に対し、先行審査請求のうち、本件徴収決定1の取消しを求める部分は却下し、本件徴収決定2の取消しを求める部分は棄却すべきであり、後行審査請求（本件徴収決定3の取消しを求めるもの）は棄却すべきであるとして、本件各諮問をした。

（各諮問書、各諮問説明書、諮問説明書（補充書））

3 審査請求人の主張の要旨

- (1) B労働基準監督署（以下「本件労基署」という。）の説明と処分の内容に食い違いがある。すなわち、労働保険への加入について、本件労基署から説明を受けた際には、「過去2年度分の調査を行い、保険料を決定します。」と言われただけであるのに、本件各徴収決定のとおり、審査請求人は、令和元年度及び令和2年度の各追徴金の納付も求められた。

- (2) したがって、本件各徴収決定の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

1 保険関係の成立と確定保険料の申告・納付について

本件事業の事業主である審査請求人は、労働保険及び雇用保険に係る保険関係の適用事業主であるから、労働保険料徴収法4条の2の規定に基づき、保険関係成立の日から10日以内に保険関係成立届を提出し、また、労働保険料徴収法19条1項に定める期間内に確定保険料を申告し、納付しなければならなかったが、審査請求人が本件労基署長に保険関係成立届を提出したのは、令和3年8月19日であり、保険関係が法律上当然に成立した日から相当期間が経過していた。

2 本件各認定決定及び本件各徴収決定について

- (1) 労働保険料徴収法41条1項は、労働保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収する権利は、これを行行使することができる時から2年を経過したときは、時効によって消滅すると規定している。

処分庁は、令和元年度及び令和2年度の各確定保険料については、審査請求人が本件労基署長に保険関係成立届を提出した令和3年8月19日時点で、当該確定保険料及び当該確定保険料に係る追徴金を徴収する権利が消滅していないとして、令和3年10月22日付けで、本件認定決定1及び本件徴収決定1並びに本件認定決定2及び本件徴収決定2をした。とこ

ろが、本件認定決定1の認定額に誤りがあったことから、処分庁は、本件認定決定1及び本件徴収決定1を職権で取り消した上で、令和4年2月21日付けで、本件認定決定3及び本件徴収決定3をした。

なお、労働保険料徴収法21条1項ただし書は、事業主が「天災その他やむを得ない理由」により労働保険料徴収法19条5項の規定による確定保険料を納付しなければならなくなった場合には、労働保険料徴収法21条1項本文の追徴金は徴収しないと規定しているが、審査請求人は、同項ただし書に規定する場合には該当しない。

(2) 処分庁は、令和元年度及び令和2年度の各確定保険料について、審査請求人が労働保険料徴収法19条1項に定める期間内に確定保険料申告書を提出していなかったことから、同条4項及び労働保険料徴収法21条1項の規定に基づき、本件各認定決定及び本件各徴収決定をしたのであり、処分庁がこれらの決定をしたことは、適法である。

(3) 処分庁は、事業所別被保険者台帳照会をすることによって、審査請求人に雇用されている労働者について雇用保険の被保険者資格の有無を調査するとともに、審査請求人が提出した全社員給与集計表（簡易）に基づき、その給与月額と時間給から週平均労働時間を割り出すことによって、上記集計表に記載されている労働者について常用労働者（労災保険及び雇用保険の対象となる者をいう。以下同じ。）であるか、又は臨時労働者（雇用保険の資格要件に該当せず、労災保険のみの対象となる者をいう。以下同じ。）であるかを判断し、それぞれの賃金総額を集計した上で、労働保険料徴収法19条1項1号及び21条1項本文の規定に従い、令和2年度確定保険料の額（14万1,588円）及びその額に係る追徴金の額（1万4,100円）並びに令和元年度確定保険料の額（12万6,018円）及びその額に係る追徴金の額（1万2,600円）を算定した。

したがって、令和2年度及び令和元年度の各追徴金の額は、いずれも適正に算定されており、この点でも、本件徴収決定2及び本件徴収決定3に違法又は不当な点は認められない。

3 結論

以上によれば、本件徴収決定1は、職権で取り消されており、処分時に遡って効力が失われているから、先行審査請求のうち本件徴収決定1の取消しを求める部分については、審査の対象が存在しない。本件徴収決定2及び本件徴収決定3については、いずれも適法かつ適正にされているから、先行

審査請求のうち本件徴収決定2の取消しを求める部分及び後行審査請求は、いずれも理由がない。

したがって、先行審査請求のうち、本件徴収決定1の取消しを求める部分は却下し、本件徴収決定2の取消しを求める部分は棄却すべきであり、後行審査請求は棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、先行審査請求のうち、本件徴収決定1の取消しを求める部分は却下し、本件徴収決定2の取消しを求める部分は棄却すべきであり、後行審査請求は棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件各諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 一件記録によると、本件各審査請求から本件各諮問に至るまでの各手續に要した期間は、次のとおりである。

(先行審査請求について)

審査請求の受付	: 令和4年1月24日
審査請求書の補正依頼	: 同年2月22日 (審査請求の受付から約1か月)
補正書の受付	: 同月25日
審理員の指名	: 同年4月15日 (審査請求の受付から約2か月半、補正書の受付から約1か月半)
反論書の受付	: 同年7月1日
審理員意見書の提出	: 同年10月17日 (反論書の受付から約3か月半)
諮問	: 同年11月16日 (審査請求の受付から約9か月半)

(後行審査請求について)

審査請求の受付	: 令和4年3月22日
審査請求書の補正依頼	: 同年4月5日 (審査請求の受付から約半月)
補正書の受付	: 同月12日
審理員の指名	: 同年5月9日 (審査請求の受付から約1か月半、補正書の

受付から約1か月)
反論書の受付 : 同年7月19日
審理員意見書の提出 : 同年10月17日
(反論書の受付から約3か月)
諮問 : 同年11月16日
(審査請求の受付から約8か月)

- (2) そうすると、本件各審査請求では、①審査請求の受付から審理員の指名までに約2か月半又は約1か月半の期間を、また、②反論書の受付から審理員意見書の提出までに約3か月半又は約3か月の期間を要している。上記①の手續に期間を要したのは、審査庁が審査請求書の補正依頼をすぐにしなかったこと及び補正書の受付後に審理員の指名をすぐにしなかったことによるものである。また、反論書は簡単な内容のものであるから、上記②の手續に上記のような期間を要する事情があったとは認められない。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を改善する必要がある。
- (3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件各審査請求から本件各諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

2 本件各徴収決定の違法性又は不当性について

- (1) 労災保険法3条1項の適用事業（労働者を使用する事業）の事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき労災保険に係る保険関係が成立するとされ（労働保険料徴収法3条）、雇用保険法5条1項の適用事業（労働者が雇用される事業）の事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき雇用保険に係る保険関係が成立するとされている（労働保険料徴収法4条）。そして、これらの保険関係が成立した事業の事業主は、その保険関係が成立した日から10日以内に、保険関係成立届を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないとされている（労働保険料徴収法4条の2第1項、労働保険料徴収法施行規則4条2項）。
- (2) これを本件についてみると、審査請求人は、平成31年4月1日には、その事業場において労働者を雇用して本件事業を開始している（上記第1の2の(1)）から、同日、本件事業は労災保険及び雇用保険の適用事業となり、本件事業の事業主である審査請求人について労災保険及び雇用保険に係る保険関係が成立したものと認められる。しかし、審査請求人が保険関係成立届を本件労基署長に提出したのは、令和3年8月19日であった（上記第1の2の(2)）。

そこで、処分庁は、審査請求人が労働保険料徴収法 19 条 1 項の規定に基づき提出すべき確定保険料申告書を提出しなかった令和元年度及び令和 2 年度の各確定保険料について、同条 4 項の規定に基づき、その額を認定する本件認定決定 1 及び本件認定決定 2 をするとともに、労働保険料徴収法 21 条 1 項の規定に基づき、その各認定額に係る追徴金を徴収する本件徴収決定 1 及び本件徴収決定 2 をした（上記第 1 の 2 の(3)）。しかし、処分庁は、令和元年度確定保険料の認定額に誤りがあったとして、本件認定決定 1 及び本件徴収決定 1 を職権で取り消した上で、改めて本件認定決定 3 及び本件徴収決定 3 をした（上記第 1 の 2 の(5)）。

なお、審査請求人が提出した労働保険料等遡及適用申立書によれば、審査請求人が「遡って労働保険に加入した理由」は、「労働保健への加入について未知であった為。」とされているから、本件は、労働保険料徴収法 21 条 1 項ただし書に規定する事業主が「天災その他やむを得ない理由」により確定保険料を納付しなければならなくなった場合には当たらない（上記第 1 の 1 の(3)のエ参照）。また、審査請求人が納付すべき令和元年度及び令和 2 年度の各確定保険料を徴収する権利は、処分庁が本件認定決定 3 及び本件認定決定 2 をした時点（令和 4 年 2 月 21 日、令和 3 年 10 月 22 日）において、その各確定保険料の法定納期限から 2 年が経過していないから、いずれも時効により消滅していない（上記第 1 の 1 の(3)のウ及びオ参照）。

したがって、処分庁が、労働保険料徴収法 19 条 4 項及び 21 条 1 項の規定に基づき、審査請求人が納付すべき令和元年度及び令和 2 年度の各確定保険料の額を認定する本件各認定決定及びその各認定額に係る追徴金を徴収する本件各徴収決定をしたことに違法又は不当な点は認められない。ただし、本件徴収決定 1 は、上記のとおり、処分庁によって職権で取り消されており、その処分時に遡って消滅しているから、先行審査請求のうち、本件徴収決定 1 の取消しを求める部分は、不適法として却下すべきである。

なお、審査請求人は、労働保険への加入について本件労基署から説明を受けた際に、過去 2 年分の確定保険料の納付に加えて、その確定保険料の額に係る追徴金の納付もしなければならぬことについては説明がなかったと主張する（上記第 1 の 3）が、仮に、追徴金の納付について本件労基署から説明がなかったとしても、そのことによって本件各徴収決定が違法又は不当になるわけではない。したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

(3) 次に、本件徴収決定2及び本件徴収決定3の各追徴金の額が適正に算定されているか否かについて検討する。

ア 確定保険料の額及び追徴金の額について

(ア) 確定保険料の額の算定

事業主が納付すべき確定保険料の額は、当該保険年度に使用した全ての労働者に係る賃金総額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）に当該事業についての一般保険料に係る保険料率（労災保険及び雇用保険に係る保険関係が成立している事業にあつては労災保険料率と雇用保険料率とを加えた率、労災保険に係る保険関係のみが成立している事業にあつては労災保険料率をいう。）を乗じて算定するとされている（労働保険料徴収法11条1項、12条1項、19条1項1号）。そして、令和元年度及び令和2年度の労災保険料率は、いずれも1000分の3（労働保険料徴収法施行規則16条1項及び別表第1（「事業の種類」欄の「その他の各種事業」に係る労災保険料率）。なお、本件事業が「その他の各種事業」に該当することについては、審査関係人間に争いが無い（労働保険関係成立届参照）。）とされ、令和元年度及び令和2年度の雇用保険料率は、いずれも1000分の9とされている（労働保険料徴収法12条8項並びに労働保険料徴収法附則11条2項の規定により読み替えて適用する労働保険料徴収法12条5項及び9項（令和2年法律第14号による改正（令和3年4月1日施行）前のもの）、平成31年厚生労働省告示第53号及び令和2年厚生労働省告示第164号）。

したがって、常用労働者と臨時労働者を使用して事業を行っている事業主が納付すべき確定保険料の額は、以下の方式により算定される。

- ① 労災保険料の額＝労災保険の対象となる労働者（常用労働者及び臨時労働者）の賃金総額（1,000円未満切捨て）×労災保険料率（0.003）
- ② 雇用保険料の額＝雇用保険の対象となる労働者（常用労働者）の賃金総額（1,000円未満切捨て）×雇用保険率（0.009）
- ③ 確定保険料の額＝労災保険料の額＋雇用保険料の額

(イ) 追徴金の額の算定

事業主が確定保険料を納付しなければならない場合における追徴金

の額は、その納付すべき額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）に100分の10を乗じて算定するとされている（労働保険料徴収法21条1項本文）。

したがって、追徴金の額は、次の方式により算定される。

追徴金の額＝確定保険料の額（1,000円未満切捨て）×0.1

イ 本件徴収決定2の追徴金の額について

そこで、本件徴収決定2の追徴金（令和2年度確定保険料に係る追徴金）の額が適正に算定されている否かについて検討する。

審査庁の説明（諮問説明書（補充書））によれば、処分庁は、(ア)事業所別被保険者台帳照会をして、審査請求人に雇用されている労働者について雇用保険の被保険者資格の有無を調査するとともに、審査請求人が提出した全社員給与集計表（簡易）に基づき、その給与月額と時間給から週平均労働時間を割り出すことによって、上記集計表に記載されている全労働者について常用労働者であるか、又は臨時労働者であるかを確認した上で、それぞれの賃金総額を集計したこと（令和4年12月1日付けの審査庁の事務連絡・別添1（常用労働者・臨時労働者別賃金集計表））、(イ)その集計の結果、①労災保険の対象となる者（常用労働者及び臨時労働者）の賃金総額は1,408万8,881円であり、②雇用保険の対象となる者（常用労働者）の賃金総額は1,103万6,878円であったこと、(ウ)そこで、労災保険料の額については、上記(イ)の①の額の1,000円未満の端数を切り捨てた額（1,408万8,000円）に労災保険料率（1,000分の3）を乗ずることにより、4万2,264円と算定したこと、(エ)そして、雇用保険料の額については、上記(イ)の②の額の1,000円未満の端数を切り捨てた額（1,103万6,000円）に雇用保険料率（1,000分の9）を乗ずることにより、9万9,324円と算定したことが認められる。

そうすると、令和2年度確定保険料の額は、上記(ウ)の労災保険料の額（4万2,264円）と上記(エ)の雇用保険料の額（9万9,324円）を合算することにより、14万1,588円となるから、この額に係る追徴金の額は、1万4,100円（＝14万1,000円×0.1）となる。

したがって、本件徴収決定2の追徴金の額は、上記アの(ア)及び(イ)の算式に従って適正に算定されている。

ウ 本件徴収決定3の追徴金の額について

次に、本件徴収決定3の追徴金（令和元年確定保険料に係る追徴金）の額が適正に算定されているか否かについて検討する。

審査庁の説明（諮問説明書（補充書））によれば、処分庁は、(ア)上記イの(ア)と同様の方法により、審査請求人が提出した全社員給与集計表（簡易）に記載されている全労働者について常用労働者であるか、又は臨時労働者であるかを確認した上で、それぞれの賃金総額を集計したこと（令和4年12月1日付けの審査庁の事務連絡・別添1（常用労働者・臨時労働者別賃金集計表））、(イ)その集計の結果、①労災保険の対象となる者（常用労働者及び臨時労働者）の賃金総額は1,255万2,883円であり、②雇用保険の対象となる者（常用労働者）の賃金総額は981万8,975円であったこと、(ウ)そこで、労災保険料の額については、上記(イ)の①の額の1,000円未満の端数を切り捨てた額（1,255万2,000円）に労災保険料率（1,000分の3）を乗ずることにより、3万7,656円と算定したこと、(エ)そして、雇用保険料の額については、上記(イ)の②の額の1,000円未満の端数を切り捨てた額（981万8,000円）に雇用保険料率（1,000分の9）を乗ずることにより、8万8,362円と算定したことが認められる。

そうすると、令和元年度確定保険料の額は、上記(ウ)の労災保険料の額（3万7,656円）と上記(エ)の雇用保険料の額（8万8,362円）を合算することにより、12万6,018円となるから、この額に係る追徴金の額は、1万2,600円（＝12万6,000円×0.1）となる。

したがって、本件徴収決定3の追徴金の額も、上記アの(ア)及び(イ)の算式に従って適正に算定されている。

(4) 上記(2)及び(3)で検討したところによれば、本件徴収決定2及び本件徴収決定3に違法又は不当な点は認められない。

3 付言

本件各認定決定及び本件各徴収決定に係る各労働保険料認定通知書は、処分庁が、審査請求人に対し、本件各認定決定及び本件各徴収決定をしたことを通知した書面である。これらの労働保険料認定通知書には、本件各認定決定の根拠規定（労働保険料徴収法19条4項）は記載されているが、本件各徴収決定の根拠規定（労働保険料徴収法21条1項）は記載されていない。根拠規定が

異なる二つの処分をしたことを通知する書面において、一つの処分の根拠規定のみを記載し、もう一つの処分の根拠規定を記載しない処分庁の上記取扱いについて、合理的な理由を見いだすことはできない。

ところで、当審査会は、本件と同様の審査請求に関する審査庁からの諮問に対する令和3年10月4日付けの答申（令和3年度答申第38号）において、審査庁に対し、処分の名宛人が処分の根拠規定を正しく理解することができるようにするため、労働保険料認定通知書の様式を改訂し、追徴金の徴収に関する根拠規定も記載するようにすべきであるとの付言をしている。

そこで、当審査会は、審査庁に対し、労働保険料認定通知書の様式の改訂の有無について照会をしたところ、審査庁から、令和4年度末までに上記の様式を改訂し、新様式（従来の様式に追徴金の徴収に関する根拠規定も記載したもの）を都道府県労働局に通知する予定であるとの回答があった（令和4年12月8日付けの事務連絡）。

総務省行政管理局長主催の「行政不服審査法の改善に向けた検討会」の最終報告（令和4年1月）は、「今後、積極的な改善を図るべき五つの事項」の一つとして「行政不服審査会等の答申における付言の活用」を掲げ、「付言の相手方である審査庁又は処分庁は、付言に対し、適宜の方法により、真摯に対応すべきものである」としている（第2の6（「平成26年法改正の評価等を踏まえた総括」）参照）が、審査庁の上記回答によれば、労働保険料認定通知書の様式の改訂に1年以上もの長期間を要していることになる。しかし、労働保険料認定通知書の様式の改訂は、通達の改正であることができるものであるから、審査庁の対応は、やや時間を要し過ぎているといわざるを得ない。

4 まとめ

以上によれば、(1)先行審査請求のうち、令和元年度確定保険料に係る追徴金の徴収決定（本件徴収決定1）の取消しを求める部分は却下すべきであり、令和2年度確定保険料に係る追徴金の徴収決定（本件徴収決定2）の取消しを求める部分は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断及び(2)後行審査請求（本件徴収決定3の取消しを求めるもの）は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、いずれも妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委員 原 優

委 員 野 口 貴 公 美
委 員 村 田 珠 美